

祁答院地域まちづくり懇話会 進捗状況一覧

開催年度	議題	地区	議題内容	所管課	回答概要	進捗状況（H24年度未現在）	進捗状況（H25年度未現在）	地区振興計画	H25当初予算	H26当初予算	事業完結分
H24	1	黒木	農業後継者問題について「新規農業業者が展望の開けるビジョン」	農政課	<p>黒木地区では、水稲で6ha程で、25歳の若い後継者の方がお一人おられると伺っている。その方を含めた新規農業業者が展望の開けるビジョンということであるが、一番重要なことは所得の向上、経営の安定化である。ただ、なかなか一朝一夕にはいかない。この問題も薩摩川内市だけでなく、鹿児島県、更には国全体の問題であり、構造的な問題も絡んだ難しい。我々も待つということではなく、近年、6次産業化、農機連携の取り組みも、国を中心に積極的に進められている。それから国においては、農林部における新エネルギーや次世代エネルギー、即ち、太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電などの導入を積極的に進めようということ、国会へ法律案が提出されている。このような新しい部分も積極的に取り入れながら、最終的に後継者の方々の所得を向上し、経営が安定して、将来的な希望が持てるような農業が確立できないか。市において既にやっていることの紹介になるが、「産地農業後継者支援事業」というのが。市の単独事業で、農業機械や一部ハウス施設などもありますが、最高1/2補助であり、非常に初期投資のかかる農業の負担を少しでも軽減できないかということまで考えていただいている。このような部分も活用しながら、少しでもお力にならないか。</p> <p>市でも全力あげて、後継者が育つようにやっていきたいという考え方である。ただ、黒木地区については、折角お一人、後継者がおられるわけであるので、やはり、地域全体としてその方へ対するバックアップも非常に大切であると考えている。若い後継者であるので、長い期間農業に勤しんでいただきたいと考えており、地域の方々と一緒にになりながら、この方をバックアップしたいという考え方である。</p>	<p>当地区の新規就農相談は、現在2件受けている。1件は、水耕栽培への取組を目指しており、事業導入等を踏まえ継続協議中である。もう1件は、農業後継者が一部継承により独立就農したいとの連絡があり、経営継承の内容協議と合わせ、当該地区の人・農地プランの作成協議を行い、今後の地域農業のあり方について協議を行なった。また、経営支援として青年就農給付金の支給に向けた支援を行なっている。</p> <p>今後も、新規就農者の相談に対しては、営農計画から営農指導体制、経営支援等新規就農者が描いている営農計画が実現できるよう支援していくこととしている。</p> <p>新規就農者が就農計画を策定し、県が認定した場合、農業経営を開始する際、施設の設置・機械の購入等必要とする資金制度（就農支援資金制度）がある。</p> <p>市としても各種制度を活用して、新規就農者の支援をしていきたい。</p>	<p>新規就農者の支援については、就農相談、営農相談を受けるとともに、国、県、市、農業委員会、公社等の各種事業を活用し、就農研修、生活支援、施設等整備支援、生産指導、経営支援等総合的な支援を継続して実施していく。</p>				
H24	1	黒木	農業後継者問題について「鳥獣被害の問題」	農政課	<p>当地区については昨年までに全長で1.4km程の防護柵として金網柵を設置させていただいている。本年度は浦山仁田地区3kmを設置する方向で進んでいる。この防護柵の設置については、今回の議題として御指摘があったとおり、柵自体が鳥獣の侵入を防止する手段として、一定の効果があるという認識である。ただ、実際に当該地域のみについて防止できて他の地域へ移動するというところは、御指摘のとおりである。我々としても、今、考えているのは、薩摩川内市だけで実施しても、鳥獣の頭数の減少という抜本的なところには繋がらないと考えている。祁答院地域で防除できても雲之城へ行ってしまう。従って、県を挙げて対策をしなければならぬのではないかとということで、国・県へ広域的に連携した取り組みの場をつくってほしい旨の働きかけをしたいという考え方である。</p>	<p>平成24年度から北薩地域鳥獣被害防止対策推進会議が設立され、情報収集や鳥獣被害防止対策の推進等、広域的な取り組みが開始されたところである。</p>	<p>北薩地域鳥獣被害対策推進会議専門部会で鳥獣被害防止対策の取組や研修等を通して、近隣市町と情報交換を図っているところである。</p>				
H24	1	黒木	農業後継者問題について「鳥獣被害の問題」	林務水産課	<p>当地区については昨年までに全長で1.4km程の防護柵として金網柵を設置させていただいている。本年度は浦山仁田地区3kmを設置する方向で進んでいる。この防護柵の設置については、今回の議題として御指摘があったとおり、柵自体が鳥獣の侵入を防止する手段として、一定の効果があるという認識である。ただ、実際に当該地域のみについて防止できて他の地域へ移動するというところは、御指摘のとおりである。我々としても、今、考えているのは、薩摩川内市だけで実施しても、鳥獣の頭数の減少という抜本的なところには繋がらないと考えている。祁答院地域で防除できても雲之城へ行ってしまう。従って、県を挙げて対策をしなければならぬのではないかとということで、国・県へ広域的に連携した取り組みの場をつくってほしい旨の働きかけをしたいという考え方である。</p>	<p>農政課記載に準じる ※北薩地域鳥獣被害対策推進協議会で検討。同協議会の担当課は農政課</p>					
H24	2	上手	薩摩川内市組織機構再編方針について	行政改革推進課	<p>組織（支所）の見直しについては、合併後の一定期間経過後、国からの交付税が段階的に縮減されてくる。また、御案内のとおり、少子・高齢化による社会保障費が今後増加してくるなど、本市を取り巻く状況を見据えた対応として、今年2月から（飯島地域では4月に）住民説明会を開催。また、4月末からは、パブリックコメントを通じて、多くの御意見をいただいた。市では、これらを十分に内部で検討した結果、「再編方針案は平成25年度着手の予定であったが、この形で進めるための関連する議案、補正予算などをこの9月議会に提案することは大変難しい状況にある」旨、先の6月議会において、市長、または、私の方で議員の方々に説明した。現在、9月定例会会期中であり、関連議案など提案できていない状況である。現在、市では意見を整理しており、少し時間をかけて研究し、組織見直しを進めたい。今9月定例会でも、質問があったが、時期・内容などについては、現時点では未定である。</p> <p>「支所を本庁に集約とする」といった文言は確かに御指摘のとおり合協協定書には記載されていないが、今後、予想される状況変化にタイムリー・適切に対応していくことは市民の皆様方に対する市役所としての責務であると考えている。「支所再編よりも事業・施設などの改革・再編が先ではないか」という御指摘についても、私達もまったく同様な考えをもっている。今年度策定する財政運営プログラムの中で事務事業を見直したり、施設を統廃合するなど支出の削減策を整理し、進めてまいりたい。「高齢化の進展への対応」、「農政部門サービスの維持」このような視点も視野に入れた今後の対応は必要であると認識している。市民サービスの維持・向上を念頭に置きながら検討したい。</p>	<p>支所の組織見直しについては、住民説明会やパブリックコメントで寄せられた意見を基に検討を進めているところであるが、再編方針（案）に基づいた平成25年度からの再編は、難しい状況である。</p> <p>現在、寄せられた意見を念頭に置きつつ、事務分掌の精査・整理を進めているところであり、当面は、現体制を基本としながら全庁的な職員数削減の中、組織のスリム化、職員数の適正化を図りたい。</p> <p>なお、本庁・支所の見直しの内容・実施時期等は引き続き検討していくこととなるが、財政運営プログラムにある人員削減策の一つとして、組織機構見直しは進めていかなければならないものと考えている。</p>					

開催年度	議題	地区	議題内容	所管課	回答概要	進捗状況（H24年度末現在）	進捗状況（H25年度末現在）	地区振興計画	H25当初予算	H26当初予算	事業完結分	
H24	3	大村	大村分譲団地の販売促進見直しについて	財産活用推進課	<p>分譲団地の販売促進についても、これまで榎の田代ニュータウン、入来のあさひ団地を含め、大村団地、早馬団地など市も努めている。市ホームページ及び新聞・住宅情報紙への広告掲載を行ったり、県の宅地建物取引業協会と協定を結ぶなどとして、特に1ターン・リターン希望者を対象とした住宅取得補助なども併せて、施策とからめて、分譲地の販売促進を図ってきている。しかしながら、なかなか有効な販売促進に結びつかない。</p> <p>以前から地区コミュニティ協議会などからも販売価格の引き下げを求める意見が出されていることは承知している。これぐらいの発想が、そろそろ必要でないかというぐらい、思い切ったことを考える必要が生じている。しかし、大事な財産というものについては、地方自治法の大きな壁があり、同法では、「公有財産を売却（譲渡）する場合は適正な対価によること」とされており、無償、または、低廉な価格で譲渡する場合、議会の同意を得る必要もあり、議決要件にもなることから、良いアイデアが必要であると申しながらも、なかなか踏み切れない。また、分譲地を購入された方々も既にお住まいであり、その方々のことも配慮し、慎重な検討・協議が必要である。</p> <p>そこで、今年度は固定資産税の評価替えの年である。地価の動向は下落傾向が続いていることから、大村団地及び他の団地も含めて、不動産鑑定評価を行い、販売価格の見直しを行いたい。その結果をもとに、引き続き何らかの方法で、販売促進に努めてまいりたい。販売促進の中には、民間業者を圧迫しないことも念頭に入れ、1つの区画でなく、2つの区画を御希望される方もおられれば、お応えするなど、条件も検討させていただきたい。</p>	<p>大村団地及び他の団地も含めて、不動産鑑定評価を行い、販売価格の見直しを実施した。</p> <p>大村団地 13区画 面積 334.36~398.39㎡ 販売価格 182~232万円 平均増減率 Δ42.23%</p> <p>【参考】 平成24年度販売価格見直し後の販売実績 平成24年度 1区画 平成25年度 2区画 計 3区画</p>						
H24	4	轟	県河川(菊地田川)の寄り洲除去について	建設政策課	<p>県からの回答であるが、「伐採などの予算は限られていることから、地域の方々などの河川愛護活動の協力を得ながら、治水や河川管理の面から、緊急性の高い箇所について伐採（や寄州の除去）を行っていくこととしている。」と回答をいただいているところである。</p> <p>この菊地田川についてであるが、本年度、寄州を除去する工事が発注されていると把握しているところである。地元と協議をしながら実施していくことであるので、場合によっては、地元へ具体的な話があるのではないかと考えている。今後、具体的に工事が進められていくと考えているが、予算の関係上、要望箇所全區間の実施は難しいかもしれない。実施にあたっては、地元の御協力をよろしくお願ひしたい。</p> <p>河川愛護について、高齢化で、年々、作業が困難になってきているとのことであるので、引き続き、市として県に対し河川の維持管理の充実を要望していることとした。</p> <p>河川敷内に繁茂している草などの伐採を業者委託にできないかということであるが、これについては、県の限られた予算の中で、県として緊急性をどのように判断するかということになるかと思う。緊急性という点からすれば、河川内の草の伐採というのは、難しいかもしれないが、まずは、できる所、県がしていただければ実施していただくように要望していきたいと考えている。</p> <p>なお、毎年、河川愛護作業については、御協力していただき、感謝申し上げます。地元としては、可能な範囲内で、怪我などをされないように注意しながら実施していただきたい。</p>	平成24年度に実施済。						○
H24	5	蘭牟田	市営住宅の老朽化に伴う改修工事の推進について	建築住宅課	<p>蘭牟田地区には、市営住宅が7住宅68戸ある。現在入居中の住宅は65戸で、3戸だけ空いている状況である。この市営住宅の管理・運営については、市営住宅等長寿命化計画を策定しており、その中に定めている。その中で老朽化していた蘭牟田第2一般住宅は廃止としていたので、平成23年度に解体した。なお、その代替住宅については、借上型一般住宅などとして、整備していこうという位置付けをしているところであるが、時期については未定である。</p> <p>市営住宅の老朽化に伴う改修工事の推進についてであるが、祁答院地域においては、一番古く戸数の多い砂石住宅というのがある。長寿命化計画の中で、この砂石住宅については、個別改善、即ち、国の補助を受けて改修を行うという計画にしている。このような計画であるので、今年度、階段や外壁の改修工事について、発注をしたところである。また、その他の住宅については、維持保全、これは必要な部分を修繕していく計画である。このようなことから、建物や設備などの現状を維持しながら、必要に応じて、改修を行っていく。</p>	<p>砂石住宅については、平成24年度において外壁改善・階段への手摺設置工事等を完了したところである。</p> <p>この工事に併せて、入口付近の大木を伐採したことから非常に明るいイメージの住宅に生まれ変わったと認識している。</p> <p>また、その他の住宅については、維持保全として必要な部分を修繕していく計画である。</p>						○

開催年度	議題	地区	議題内容	所管課	回答概要	進捗状況（H24年度末現在）	進捗状況（H25年度末現在）	地区振興計画	H25当初予算	H26当初予算	事業完結分
H24	5	関牟田	空き家の有効利用活用と廃屋の改善について	建築住宅課	<p>平成23年度に市内全域を対象に空き家・廃屋調査を実施している。その結果、空き家が3,345棟、廃屋は1,284棟あった。その内、有効活用ができるのではないかと考えられる空き家は98棟、倒壊の恐れがある危険度が高いと考えられる廃屋は、701棟であった。また、この701棟については、もう少し細かい危険度の判定をする必要があるため、数字自体は、もう少し減ってくると思われる。ちなみに祁答院地域においては、空き家は266棟、廃屋が103棟、有効活用できると考えられる空き家が8棟、危険度が高いと考えられる廃屋が61棟あった。</p> <p>この危険廃屋については、建築基準法第8条で、「建築物の所有者等は、その建築物等を常時適法な状態に維持するように努めなければならない」と規定されている。また、同法第10条においては、「建築物の除去と保安上、また、衛生上、必要な措置をとることを勧告、または、命ずることができ」とされているが、このようなものを判断するゆがかな基準というものが示されていない。従って、建築基準法による処分については、実際は難しい状況である。そのため、当面、地元の自治会や消防などの関係機関と連携をとりながら、所有者の方々（または、関係者かたわねい）に対し、適切な維持管理などをお願いしていくことになると考えている。また、先程申したとおり、市内には多くの危険廃屋があるので、市としても条例を制定して、対応ができないかということで、調査を行っている。</p>	<p>平成23年度に実施した空き家・廃屋調査で、廃屋1,284棟を確認した。その内、特に建物の損壊等が著しく、公道に面しているとして危険度が高いと判定した廃屋は196棟であった。この廃屋は、今後、防災安全課と協議しながら、空き家適正管理条例の制定を検討して、指導してゆきたい。</p> <p>また、有効活用できそうな空き家98棟については、企画政策課に情報提供を行い、平成25年3月19日に、公益法人鹿児島県宅地建物取引業協会と「空き家情報登録制度『空き家バンク』媒介に関する協定」を締結したところである。</p>	<p>空き家の有効活用については、企画政策課において、「薩摩川内市空き家改修支援事業補助金交付要綱」策定し、有効活用に努めている。</p> <p>市が事業主体となって空き家を市営住宅として活用することは、現在実施している新築の借上型市営住宅と比較したが、経済的でなかった。</p> <p>廃屋については、特に建物の損壊等が著しく、公道等に面しているとして危険性があると判定した廃屋は389棟存在することを確認しており、それらの危険廃屋等の解体撤去を促進するため、「薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進補助金交付要綱」を策定し、解体撤去の促進に努めることとしている。</p> <p>空き家については、現在、防災安全課を中心に国の動向を注視しながら空家適正管理条例の制定に向け検討している状況である。</p>				
H24	5	関牟田	空き家の有効利用活用と廃屋の改善について	企画政策課	<p>まず、1点目の住宅リフォーム制度についてである。空き家などを改修して、薩摩川内市外から転入された方を対象に、定住住宅リフォーム補助金を交付しており、現在、この制度がある。補助金額は、対象工事費の50%で、当地域は70万円が上限額となっている。現在まで祁答院地域で3件の活用実績がある。市ではこうした定住住宅促進制度の周知広報・情報提供を今後も進めてまいりたいので、地域の皆様におかれては、この制度の活用、関係者への御紹介などをお願いしたい。</p> <p>もう1点、空き家対策に関して、空き家バンク制度を申し上げたい。当企画政策部としては、得られた空き家調査結果を基に、地域にある空き家を資源ととらえ、有効に活用するために、現在、空き家バンク制度を研究しており、来年、平成25年度に制度をスタートしたいと考えている。具体的な内容であるが、貸家、または、売却する物件として、空き家を提供できる所有者（管理者）の方々には、その物件などを市に登録していただく。市では、これを広くホームページ・広報紙など様々な媒体を通して、情報提供・紹介を行う。一方、協力いただく機関として、宅地建物取引業協会があるが、当協会の方では、物件の所有者と空き家をリフォームして転入したいという希望者の間の仲介をし、地域にある空き家を有効活用し、市外からの転入促進を進めることをねらいとしている。先程述べたとおり、祁答院地域では、活用できそうだという物件が8棟あるようである。</p> <p>以上、現在ある定住促進補助制度、来年度立ち上げ予定の空き家バンク制度であるが、いずれも地域の皆様方との情報交流、連携が重要であると考えている。</p>	<p>空き家の有効利用については、鹿児島県宅地建物取引業協会と媒介の協定を締結し、平成25年4月から空き家情報登録制度「空き家バンク」をスタートするものである。</p> <p>この制度は、空き家の有効活用を通して、市外からの移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るものである。</p> <p>なお、制度開始時は、20棟程度の物件が候補にあがっている。</p>					
H24	5	関牟田	空き家の有効利用活用と廃屋の改善について	防災安全課	<p>防犯対策については、各地区で結成していただいている自主防犯パトロール隊などによる活動の中で、子供さんの見守りもしていただきながら、廃屋や空き家の見回りも追加していただくなど地域の皆様へ御負担をおかけするが、皆様の御協力をお願いしたいと考えているところである。市としても青パトの公用車もあり、その際にも子供の見守りをやっているが、例えば、今後は空き家なども見まらう形で指導していきたい。</p> <p>なお、防犯対策については、警察との連携も重要であるので、パトカーで地域を巡回していただく際に、空き家などのある地区についても巡回をしていただくよう警察にもお願いしていきたいと考えている。</p> <p>また、防災上の対応であるが、空き家についても、管理する責任は、やはり所有者にあることから、倒壊の危険があるからといって、市が災害予防対策として、事前に解体や撤去することはできないところである。この点については、御理解をいただきたい。</p> <p>しかしながら、台風などにおいて、瓦などの飛散の危険性が具体的にあり、近隣の住家に被害を及ぼすことが予想される場合には、例えば、まだ、準備していないが、飛散防止ネットなどを活用した災害の予防対策がとれないか、今後、研究をしてみたい。</p>	<p>防犯対策については、各地区の自主防犯パトロール隊などによる活動の中で、児童等の見守り活動に併せて、廃屋や空き家の見回りも追加していただくなど地域の皆様の御協力を引き続きお願いしたい。</p> <p>また、空き家等に子供たちが集まっていたり、空き家でありながら人の寝泊りの気配があるなどの危険性のある場合は、市又は警察に連絡していただければ、パトカーで地域を重点的に巡回をしていただくよう警察にお願いした。</p> <p>なお、瓦などの飛散により近隣の住家に被害を及ぼすことが予想される場合には、飛散防止ネットなどを活用した災害の予防対策がとれないか、検討したい。</p>	<p>防犯対策については、各地区の自主防犯パトロール隊などによる活動の中で、児童等の見守り活動に併せて、廃屋や空き家の見回りも追加していただくなど地域の皆様の御協力を引き続きお願いしたい。</p> <p>また、空き家等に子供たちが集まっていたり、空き家でありながら人の寝泊りの気配があるなどの危険性のある場合は、市又は警察に連絡していただければ、パトカーで地域を重点的に巡回をしていただくよう警察にお願いした。</p> <p>なお、瓦などの飛散により近隣の住家に被害を及ぼすことが予想される場合には、飛散防止ネットなどを活用した災害の予防対策がとれないか、検討中である。</p>				